

平成24年3月28日

資源エネルギー庁

## 自家発補給契約の運用に係る指針の公表

経済産業省では、自家発補給契約\*のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とし、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる観点から、「自家発補給契約の運用に係る指針」を取りまとめましたので、公表いたします。

今後、各事業者において自家発補給契約に係る協議を進める際は、本指針の趣旨に則して、需要家の希望を最大限踏まえた対応を行うことが望まれます。

※自家発補給契約…電力会社等の電気と自家発による電気を併せて使用する場合に、自家発の検査・補修または事故の際に生じた不足電力に充てるために、電気事業者から電気の供給を受ける際に適用される契約種別。

### 1. 経緯

これまで、自家発等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発の故障等に備えた自家発補給契約（バックアップのための売電契約）を電力需給契約とセットで締結することを求められており、負担の引き下げが課題となっていました。

こうした状況を踏まえ、昨年11月に政府の「エネルギー・環境会議」において取りまとめられた「エネルギー需給安定行動計画」においては、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げることについて、平成23年度中に結論を得て速やかに措置することとされました。

これを受けて、経済産業省では、自家発補給契約のみを異なる電気事業者が供給すること（自家発補給契約の別契約化）を実質的に可能とするため、「自家発補給契約の運用に係る指針」を取りまとめました。

これにより、当該分野に特定規模電気事業者（新電力）が参入できる環境を整備することで、実質的な競争が進み、自家発補給契約の料金が低減していくことが見込まれます。

### 2. 「自家発補給契約の運用に係る指針」のポイント

- (1) 自家発補給契約の別契約化に際して、不足する電力の供給を行う責任範囲を明確にする（仕分け）必要があるが、従来、この仕分け方法について指針がなく、今後、当事者間での調整を行うにも時間を要することが想定されたことから、仕分けルールを例示。

- (2) 自家発補給契約を別契約化した場合の託送供給における取り扱いについて、特定規模電気事業者（新電力）が自家発補給契約と常時契約の双方を一体的に締結している場合に行われている運用と同様に取り扱うことが適当であることを明確化。
- (3) 自家発補給契約の別契約化に係る詳細な協議事項について、標準的な処理期間として1ヶ月が目安になることを明確化。

以上

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁電力ガス事業部電力市場整備課長 片岡 宏一郎

担当者： 曳野、保田

電 話： 03-3501-1511（内線 4741～6）

03-3501-1748（直通）

## 自家発補給契約の運用に係る指針

平成24年3月  
資源エネルギー庁

### 1. はじめに

平成23年11月1日に政府の「エネルギー・環境会議」において取りまとめられた「エネルギー需給安定行動計画」においては、自家発補給契約の見直しについて、平成23年度中に結論を得て、速やかに措置することとされた。

エネルギー環境会議 エネルギー需給安定行動計画（平成23年11月）

政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン

重点番号1：自家発補給契約の見直し

「自家発等の保有者は、発電機を系統に連系する際の事実上の要件として、自家発の故障等に備えた自家発補給契約（バックアップのための売電契約）を電力需給契約とセットで締結することを求められている。自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でルールを見直す。」

※自家発補給契約…自家発を持ち、通常は自家発により発電した電気を利用し、当該発電量相当は電気事業者から電気の供給を受けないことを常態としている需要家が、自家発の検査・補修または事故の際に生じた不足電力に充てるために、電気事業者から電気の供給を受ける場合に適用される契約種別。

現状、自家発補給契約は、一般電気事業者又は特定規模電気事業者（新電力）が、常時契約及び自家発補給契約を一体供給することが通例である。しかしながら、常時契約を一般電気事業者が供給し、特定規模電気事業者（新電力）が自家発補給契約のみを供給する場合（自家発補給契約の別契約化）、特定規模電気事業者（新電力）が供給する部分の負荷率は低くなる。低負荷率の需要に対し競争力を持っている特定規模電気事業者（新電力）もあると考えられることから、当該分野に特定規模電気事業者（新電力）が参入できる環境を整備することで、実質的な競争が進み、自家発補給契約の料金が低減していくことが見込まれる。その結果として、需要家が主体となり、電気事業者以外の発電設備への投資・活用が促され、需給改善効果も期待されることである。

自由化分野である自家発補給契約は現行制度上非規制であり、上記のような自家発補給契約の別契約化についても、その実施細目は、需要家、自家発補給契約の締結主体である特定規模電気事業者（新電力）、及び常時契約の締結主体である一般電気事業者の三者間の協議に委ねられることが原則である。しかしながら、上記のような状況を踏まえ、自家発の積極的な活用を促進するための方策のひとつとして、今般、自家発補給契約を別契約化する場合の自家発補給契約の運用

に係る指針を取りまとめたものである。

## 2. 自家発補給契約の別契約化に係る仕分けルールについて

### (1) 基本的な考え方

自家発補給契約の別契約化に際して、自家発補給契約を結んだ特定規模電気事業者（新電力）は、当該契約に基づき、自家発が停止（＝定期検査、補修又は事故により不足電力が発生）した際に、不足する電力の供給を行う責任を有する。その際、何らかの方法で当該責任を明確にする（仕分け）必要があるが、従来、この仕分け方法について指針がなく、今後、当事者間での調整を行うにも時間を要することが想定されるため、今般、自家発補給契約の別契約化を実質的に可能とするための仕分けルールの一例を示すものである。各事業者においては需要家の希望を最大限踏まえた対応を行うことが求められる。

※仕分け・・・需要家の使用した電力について、自家発補給契約の適用分と常時契約の適用分とを分別すること。

### (2) 具体的な方式

自家発補給契約が、自家発の停止時における不足電力を補給するための契約であることを踏まえれば、自家発補給を行う事業者は、何らかのきっかけにより自家発の停止を認識し、速やかに自家発停止時の不足分についての供給を行う責任がある。自家発補給の責任範囲を明確化するための具体的な方式としては、たとえば以下が考えられる。

#### <方式1>

一般電気事業者が常時契約及び自家発補給契約を一体供給する場合における取り扱いに準じて、自家発補給を使用する場合は、一般電気事業者の送配電部門に対し自家発補給使用の開始をあらかじめ通知する（事故その他やむを得ない場合は使用開始後速やかに通知する）こととし、自家発補給の使用申し出をきっかけとして、実際の最大需要電力が自家発稼働時の常時平均需要を上回る部分を、特定規模電気事業者（新電力）が自家発補給として供給する。この際、自家発の不調の有無及び自家発補給の供給期間については、一般電気事業者の送配電部門が事後的に発電日誌を確認することが想定される。なお、供給に係る責任範囲を明確化する観点から、原則として、自家発補給契約の使用申し出以前の遡及適用は認めないこととするのが適当である。

#### <方式2>

自家発の発電計画の提出を前提に、発電実績が発電計画を下回った時点を自家発補給開始のきっかけとし、発電計画から発電実績を差し引いた部分を、特定規模電気事業者（新電力）が自家発補給として供給する。なお、この場合で、発電計画の頻繁な提出や事前の設定が困難と認められるときは、「発電計画提出の頻度」「発電計画と発電実績の乖離の裕度」については、柔軟に運用されることが適当である。

### 3. 自家発補給契約を別契約化した場合の託送供給における取り扱いについて

自家発補給契約を別契約化した場合に、特定規模電気事業者（新電力）が支払う託送供給料金の基本料金の扱いについては、特定規模電気事業者（新電力）が自家発補給契約と常時契約の双方を需要家と締結している場合に行われている託送契約の運用と同様に取り扱うことが適当である。（一般電気事業者が常時契約及び自家発補給契約を一体供給する場合における運用と同等に取り扱うことが望まれる。例えば、需要家が受電する常時電力と需要家の自家発が停止した際に補給される電力の合計値が常時契約電力の範囲内の場合には、自家発補給契約の使用として取り扱わない運用など。この場合、特定規模電気事業者（新電力）が支払う託送供給の基本料金は半額として取り扱われる。）

### 4. 留意事項

- ▶ 上記の〈方式1〉、〈方式2〉については、当事者間の協議における一例を示したものであり、協議によって合意が得られた場合に、上記以外の方法によって自家発補給契約の別契約が実施されることは妨げられないが、需要家の希望に基づいて協議が行われることが原則であると考えられる。
- ▶ 具体的な仕分け方法や手順等の自家発補給契約の別契約化に係る詳細な協議事項については、標準的な処理期間としては1ヶ月が目安になると考えられる。
- ▶ その他実施細目については、原則として、需要家、自家発補給契約の締結主体である特定規模電気事業者（新電力）、及び常時契約の締結主体である一般電気事業者の三者間の協議に委ねられ、また、託送供給に係る細目については、一般電気事業者の送配電部門との協議が必要になると考えられるが、協議の際、現行の「適正な電力取引についての指針」の記載内容が踏まえらるべきことは前提となる。
  - 例えば、部分供給に係る事前通知に関する記載を踏まえれば、本件においても事前通知に係る事務を需要家が特定規模電気事業者（新電力）に委託することを妨げてはならず、自家発の発電計画の提出について、一般電気事業者の日々の発電計画作成の必要性を越えて契約要件として強制してはならないと解される。
  - また、部分供給の拒否に係る記載を踏まえれば、需要家からの自家発補給契約の別契約化の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、自家発補給契約の別契約化を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上自家発補給契約の別契約化を拒絶することは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）と解される。
- ▶ なお、自家発補給契約に係る託送供給契約の締結に際し、一般電気事業者の送配電部門が、契約申込者たる特定規模電気事業者（新電力）が上記責任を果たすための業務を適切に運用する能力を有していることを事前確認することは、託送供給約款における契約者要件の確認作業の一環と考えられるところであり、妨げられない。

以上